



高小だより

津市立高茶屋小学校
平成30(2018)年5月
文責：校長 石川 昌弘

全国学力・学習状況調査(小6)と スタディチェック(小4・5)が実施されました！

4月17日に高茶屋小学校でも6年生を対象にして、全国学力・学習状況調査(学調)が実施されました。昨年度の調査において、三重県では、小学校のどの教科も全国の平均正答率を下回りました。本校も残念ながら全国平均には届いておりません。

また、三重県では平成26年度から、「みえスタディ・チェック」を実施し、学校での授業改善や指導の充実に活用しています。

学調と同じ日に5年生と4年生を対象に、国語、算数、理科の3教科で「みえスタディチェック」が行われました。子どもたちは、いつものテストとは少し違う形式の問題に苦戦しながらも、がんばって取り組んでいました。学調は7月から8月に結果が公表されます。本校でも結果を分析して授業改善等に活かしていきたいと思います。



春の遠足に行ってきました！

4月27日(金)、朝方は少し薄曇りでしたが、日頃の高茶屋小のみんなの心がけが良いせいか絶好のお天気になりました。楽しい一日になったようです。



1・6年は、南部緑地公園へ

6年と1年がペアになって遊んだり、お弁当を食べたりしました。行きも帰りも6年生が1年生と手をつないで歩いて行きました。

2・3年は野鳥公園へ

アスレチックや芝生広場で2・3年が楽しく遊びました。野鳥公園までの道のりは長かったですが、元気よく歩いて行くことができました。





4・5年は御殿場海岸へ
4・5年対抗ドッチボール大会やけいどろをして楽しみました。お弁当の後、海にも入りました。疲れたけど楽しい遠足になりました。



三重県いじめ防止条例について

これまで、様々ないじめ防止の法律や方針に基づき、いじめの防止等に取り組んできましたが、いじめは外から見えにくく、大人の言動や振る舞いなどが子どものいじめ問題に影響を与えるという指摘もあり、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の課題としてとらえ、子どもたちに関わるすべての大人が「いじめは絶対に許さない。」「子どもたちを徹底して守り通す。」という姿勢を示すとともに、すべての児童生徒がいじめの防止について主体的に考え、行動することができるように、「三重県いじめ防止条例」を制定し、平成30年4月1日に施行されました。

先日、学校で、子どもたちには児童用リーフレットを活用して、「三重県いじめ防止条例」の趣旨や内容について話をしました。

保護者の皆様におかれましては、この条例の第8条、第9条についてお知りおきください



＜第8条：保護者の責務＞

- ① 監護する児童生徒がいじめを行わず、いじめを傍観しないよう、児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を養うための指導、その他の指導を行う。
- ② 監護する児童生徒の話を聞き、様子を見守り、児童生徒がいじめを受けた場合は適切に保護する。
- ③ 国、県、市町、学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力する。

＜第9条：県民及び事業者の役割＞

- ① 居住又は事業を行う地域において、児童生徒を見守り、学校、家庭その他関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合、いじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校等に情報を提供する。

今後も、学校では、子どもたちがいじめの問題についてより理解を深め、いじめの防止に向けて、より主体的、自主的に行動できるようにしていきたいと考えています。

保護者の皆様方のご理解ご協力をお願いいたします。